予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案 参照条文 目次

0	0	0	0	0	0	(
新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・	外国軍用艦船等に関する検疫法特例(昭和二十七年法律第二百一号)(抄)(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◎ 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)(抄)

(臨時に行う予防接種)

第六条 対象者及びその期 都 道 府 県 知 日 事 又は は 期間 A 類 を指定して、 疾病及び B 類 臨時 (疾病のうち厚生労働大臣が定 に予防接種を行い、 又は市町村長に行うよう指示することができる。 めるも 0 0 ま ん延 予 防 上 工緊急の 必 要が あると認めるときは、 その

2·3 (略

(予防接種の勧奨)

する。

第八条 の規定による予防 市 町 村 長又は 接 種 都 0 道 児府 県知· 対象者に対 事 は、 し、 第五条第 定期の予防接種であってA類疾病に係るも 項の規定による予防接種で あってA類疾病に係るも 0) 又は 臨 時 0 予 防 接 の又は第六条第 種を受けることを勧奨するものと 項若しくは第三

防 市町 接種 で 村 長又は あ って 都 A 類 道 府県 疾 病 に 知 ほ係るも 事 すは、 0) 前 又 項 は \hat{O} 臨 対象者が 時 0) 予 防 十六歳未満の者 接種を受けさせることを勧奨するも 又は成年被後見人であるときは、 のとする。 そ 0) 保 ぶ護者に 対し、 その 者に定期 0 予

(予防接種を受ける努力義務)

2

第九条 接種であってA類疾病に係るもの又は 第五条第一 項の規定による予防 臨 接 時 種であってA類疾病に係るもの又は第六条第一項の規定による予防 の予防接種 (同条第三項に係るものを除く。) を受けるよう努めなけ 接 種 ればならない。 0 対 象者は、 定 足期の 予防

又は臨時の予防接種 前 項 の対象者 が 十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、 (第六条第三項に係るものを除く。)を受けさせるため必要な措置を講ずるよう努めなけ その保護者は、 その者に定期の予防 接 種 であ ればならない。 ってA類疾病に 、係るも

定期 7の予防: 接 種 等 \mathcal{O} 適 正 な 実 施 0) ため 0 措 置

第十三条 (略)

2 · 3 (略)

ワ クチン製造販売業 厚生労働大臣 項 0 医薬 品 は、 0 製 者 定 造販 期の (医薬 売業の 予 品、 防 接 医 種 許可を受けた者であって、 療 等 機器等の 0 適正な実施の 品質、 ため必要があると認めるときは、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 ワクチンの製造販 売 同 法第二条第十三項に規定する製造販売をいう。 地 方公共団 (昭 体、 和三十五年法 病 院 又は は律第百 診 療 所 四十五号) 0 開設者、 医 附則

二十三条第五項において同じ。 るため必要な協力を求めることができる。 第六条第一項において同じ。)について、 定期の 予防接種等を受けた者又はその保護者その他 同法第十四条の承認を受けているもの (当該承認を受けようとするものを含む。) をいう。 の関係者に対して前項の規定による調査を実施す 第

(給付の範囲)

第十六条 第一項の規定による給付は、 A類疾病に係る定期の 次の各号に掲げるとおりとし、 予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種を受けたことによる疾病、 それぞれ当該各号に定める者に対して行う。 障害又は死亡について行う前条

一~五 (略)

2 (略)

(厚生科学審議会の意見の聴取)

第二十四条 厚生労働 大臣は、 次に掲げる場合には、 あらかじめ、 厚生科学審議会の意見を聴かなけ れ ばならな

一~三 (略)

四 第六条第二項及び第三項の規定による指示をしようとするとき。

五 (略)

(予防接種等に要する費用の支弁)

第二十五条 この法律の定めるところにより予防接種を行うために要する費用は、 市町村 (第六条第一項の規定による予防接種については

都道府県又は市町村)の支弁とする。

2 給付に要する費用は、市町村の支弁とする。

(事務の区分)

第二十九条 に第十九条第一 号に規定する第一号法定受託事務とする。 第六条の規定により都道 項の規定により 市町 足府県が 村が処理することとされている事務は、 : 処理することとされている事務並びに同条第一項及び第三項、 地方自 治法 昭昭 和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第 第十五条第一 項、 第十八条並び

◎ 検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)(抄)

(仮検疫済証の交付)

第十 それがほとんどないと認めたときは、 条 検疫所長は、 検疫済証を交付することができない 当該船舶等の長に対して、 ・場合に 一定の期間を定めて、 おいても、 当 該 船 舶等を介して検疫感染症 仮検疫済証を交付することができる 0 病原 が体が が国内に

- 2 (略
- 3 県 療 知事 項その他の厚生労働省令で定める事項を通 機関において診 検疫所長は、 (保健所を設置する市又は特別区にあつては、 前 察を受けるべき旨その 項 0 規定によ る報告又は 他検疫感染症の予防上必要な事項を指 質問の 知しなければならない。 結 果、 市長又は区長とする。 健 康状態に異状を生じた者を確認し 第五項及び第二十六条の三において同じ。 示するとともに、 たときは、 当 該 者 当 \bar{O} ∃該者に 居 所 0 所 対 在 Ĺ 地 を管轄する都道府 に当該指示した 健所その 他 0 医
- 4 (略)
- 5 検疫所長 は 前 項 0 規 定 に ょ ŋ 報 告さ れ た事 ·項 を同 項 に 規定する者の 居 所 0 所 在 地 を管轄 す る 都 道 府 県 知 事 に 通 知 L な け れ ば な 6

疫感染 症 以外 0 感染 症 に つ 1 て のこの 法 律 (T) 準 用

第三十四 ことができる。 期間を限り、 の病原体 : が 国 外国に 当 内に この場合に 該 感染症 . 侵 検疫感染 入し、 に つい 症以 おいて、 国民の生 て、 外の 停留の 一命及び 第二条の二、 感 染症 期間については、 健康に重大な影響を与えるおそれがあるときは、 (次条第 第二章及びこの章 一項に規定する新感染症を除く。 当該感染症 (次条から第四十条までを除く。 の潜 伏期間を考慮して、)が発生し、これにつ 政令で、 当 該 感染症)の規定 政令で特 0 V 別 0 種 て検疫を行 0 全部又は |類を指定し、一年以内の 規定を設けることがで わなければ、 部 を準用する

(罰則)

第三十五条 次 の各 뭉 0 一に該当する者 は、 年 以 下 0 懲役又は百万 円以 下 0 罰 金に処する。

- 第五条の規定に違反した者
- 二 隔離又は停留の処分を受け、その処分の継

続

中

逃げ

第三十六条 次 の各 뭉 0 に 該当する者 は、 六 月以下の 懲役又は五十万円以下の罰 金に処する。

- 条第 項 0 規 定 に 違 反 し て明告 書を提出せず、 又は虚偽の事実を記載 した明告 書を 提 出 L た 者
- これらの 書類 を 提 項 0 出 規定により、 若しくは 呈示 書類 i 0 た者 提出又は呈示を求めら れ て、これを提 出 [せず、 若 しく は 呈 示 せ ず、 又 は 虚 偽 0 事 実 へを記 た
- 三 第十二条の 規 定 による質問に 対 Ĺ 答弁をせず、 又は 虚偽の答弁をした者
- 兀 項 の規定により実施 第十三条の 規定により される場合を含む。)を拒み、 検疫所長又は検疫官が行う診察 妨げ、 (第三十四条の二第三項 又は忌避した者 の規定により実施される場合を含む。 又は検査 同
- 五. 第十四条第 項 第一号から第三号まで、 第六号又は第七号の規定により検疫所長 又は検疫官が行う 措 置 (第三十 匝 条の二 0 規
- 定により実施される場合を含む。)を拒み、 妨げ、 又は忌避した者

第十八条第二項の規定による旅券の提示(第三十四条の二第三項の規定により実施さ

- 六 第十四条第一 項第五号の処分(第三十四条の二第三項の規定により実施さ れる場へ 合 を含 む。 に 違 反 l た者
- 規定により実施される場合を含む。)をせず、若しくは虚偽の報告をし、 若 しくは質問 同 項 の規 定により実施され る場合を含む。

れる場合を含む。

)をせず、

又は報告

同 項の

に対し、 答弁をせず、 若しくは虚偽の答弁をした者 七

- 定により実施される場合を含む。 第十八条第四 項の規定による旅券の提示(第三十四条の二第三項の規定に)をせず、 若しくは虚偽の報告をした者 より 実 施 さ れ る場合を含む。 をせず、 又は 報告 同 項
- 九 第二十四条の 規定により 検疫所長又は検疫官が行う措置を拒み、 妨げ、 又は忌 避 L た
- 第二十九条の規定による検疫所長又は検疫官の立入りを拒み、 妨げ、 又は忌避した者
- 第三十四条 の二第一 項の 規定により 検疫所長又は検疫官が行う診察を拒み、 妨げ、 又は忌避し た者
- 第三十七条 次 の各 号 0) に 該当 する者は、 五. 4十万円 以 下 \mathcal{O} 罰 金に処する。
- 第 四 0) 規 定に 違反した者
- 第十九条第一 項 (第三十四条の二第四 |項に おい て準用する場合を含む。 0) 規 定に 違 反 L
- 三 第十九条第三項 の規定に基づく命 令 (第三十四 条の二第三項の規定により実施さ れる場合を含む。 に 違 反 Ĺ た
- 六 五 四 条第 項 へただし 書 \mathcal{O} 許 可 を申 請 す るに · 際 し、 同 1項各号に掲げる事 項 Ê 関 L 虚 偽 \mathcal{O} 通 報 を してそ \mathcal{O} 許 可 を受けた者
 - 条第 項 0 規 定 に 違 反し
- 一条第一 項 \mathcal{O} 規 定 に 違 反し
- 七 一十三条第一 項若 くは 第二項 (同条第六項におい て準用する場合を含む。 又は同り 条第七項 の規定に違反し た者

第三十八条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 第九条(第二十一条第五項及び第二十二条第六項において準用する場合を含む。 の規定に違反した者
- 二 第二十五条の規定に基づく命令に違反した者

第三十九条 までの違反行為をしたときは、 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十五条から前条 行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、 各本条の罰金刑を科する。

第四十条 第三十四条の場合に おいては、 当該政令で準用する規定に係る前五条の罰則の規定もまた、 準用されるものとする。

◎ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)

別表第一 第一号法定受託事務 (第二条関係)

備考 この表の 下 欄の用語の意義及び字句の意味は、 上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

(略)			予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)	(略)	法律
(略)	することとされている事務	第三項、第十五条第一項、第十八条並びに第十九条第一項の規定により市町村が処理	第六条の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同条第一項及び	(略)	事務

◎ 外国軍用艦船等に関する検疫法特例(昭和二十七年法律第二百一号)(抄)

(適用又は準用しない規定)

第八条 二十五条、 軍用艦船又は軍用航空機の検疫につい 第二十七条、 第二十九条、 第三十四条の二第三項 ては、 検疫法第四条、 (同法第十九条第三項に規定する事務の実施に係る部分に限る。) 、第三十 第六条、 第八条、 第十一条第二項、 第十九条第三項、 第二十四条、

検 六条第一 疫感染症以 号、 外の感染 第三十七条第二号及び第三十八条第一 症 に ついて準用される場合に おいても、 号の規定は、 これを準用しな 適用せず、 か つ、 同 法第三十 兀 条 0 規定に 基づく政令でこれらの 規定が

0 感 染 症 0) 予 防 及び 感染 症 0) 患者に 対する医 |療に関する法律 平 ·成十年法律第百十四号)

(検疫所長との連携)

第十五条の二 通知 用される場合を含 を生じた者その他 (同法第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。 都道府県知 む。 の関係者に質問させ、)の規定により検疫所長から健康状態に異状を生じた者に対し指 事 は、 検疫法 (昭和二十六年法律第二百一号) 又は必要な調査をさせることができる。 第十八条第三項)を受けたときは、 示した事項その (同法第三十四条の規定に基づく政令によって 当該都道 に府県の 他 <u>.</u> 職員に、 厚生労働省令で定める事項 当該健康状態に異 \mathcal{O}

2 · 3 (略)

第十五条の三 該者 により実施される場合を含む。 より 検疫所長 の体温その から 都 他 道 府県 0 同 法第 健 康 知事は、 状態について報告を求め、 十八条第四項に規定する者について同項の規定により報告された事)を受けたときは、 検疫法第十八条第五 当該者に対 又は当該都道 項 (同法第三十四条の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。 Ļ !府県の職員に質問させることができる。 同法第十八条第 項の規 定により検疫所長が定めた期間内において当 項 0) 通 知 同 法第三十四条の二第三項 0 規定に \hat{o} 規定

2~4 (略

住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)(抄)

別表第二 (第三十条の十関係)

	四 市町村長	(略)	の市町村長その他の執行機関	提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村
第一項(新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十六条第三項の規定により読み替	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による同法第五条第一項若しくは第六条	(略)	事	

(略)			
(略)	で定めるもの	第一項の給付の支給又は同法第二十八条の実費の徴収に関する事務であつて総務省令	えて適用する場合を含む。)若しくは第三項の予防接種の実施、予防接種法第十五条

別表第四(第三十条の十二関係)

(略)	(略)
十八条の実費の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
くは第三項の予防接種の実施、予防接種法第十五条第一項の給付の支給又は同法第二	
策特別措置法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若し	
予防接種法による同法第五条第一項若しくは第六条第一項(新型インフルエンザ等対	三 市町村長
(略)	(略)
事	区域内の市町村の市町村長その他の執行機関
	提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の

◎ 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)(抄)

(停留を行うための施設の使用)

第二十九条(略)

2~4 (略)

されるべき者が増加し、 は 理者が正当 の距離その ため必要があると認めるときであって、 特定検疫港等において検疫を行う検疫所長(第七十一条第一項において 第三十四条の四 な 他 理 0 由 事 第一 が 情を勘案して厚生労働大臣が指定する区域内に存するも ない 項の規定による委託を受けず、 のに検疫法第十六条第二項 停留を行うための施設の不足により停留を行うことが困難であると認めら 病院若しくは診療所若しくは宿泊施設 (同法第三十四条において準用する場合を含む。 若しくは同法第十六条第二項の同意をしないとき、又は当該特定病院等の管理者の のに限る。 「特定検疫所長」という。)は、 (特定検疫港等の周辺 以下この 項にお れる場合において、 以下この項において同じ。) いて の区域であって、 「特定病院等」という。 特定検疫港等において検疫を 検疫を適切に行う 特定検疫港等から の管

6 (略)

規定による委託をせず、又は同法第十六条第二項の同意を得ないで、当該特定病院等を使用することができる。ことができないときは、同項又は同法第三十四条の四第一項の規定にかかわらず、同法第十六条第二項若しくは第三十四条の四第一項の規定による委託をできず、若しくは同法第十六条第二項の同意を求める所在が不明であるため同項若しくは同法第三十四条の四第一項の規定による委託をできず、若しくは同法第十六条第二項の同意を求める